

岩倉市認知症初期集中支援チーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に規定する認知症総合支援事業として、適切な医療サービス又は介護サービスに結び付いていない認知症の人及びその家族に対する早期の支援を行う岩倉市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援チームが支援する者は、市内に在住し、在宅で生活する40歳以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (2) 継続的な医療サービスを受けていない者
- (3) 適切な介護サービスに結び付いていない者
- (4) 介護サービスが中断している者
- (5) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している者

(組織)

第3条 支援チームは、認知症サポート医1名及び専門職2名で市長が委嘱する者（以下「チーム員」という。）により組織する。

2 チーム員のうち、専門職は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務相談業務等に携わった経験がある者
- (3) 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識技能を習得した者。ただし、研修受講者であるチーム員と当該研修の受講内容を支援チーム内で共有する者の支援チームへの参加も可能とする。

(任期)

第4条 チーム員の任期は、委嘱日から2年以内で市長が定める日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 チーム員が欠けた場合における補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認知症サポート医の役割)

第5条 チーム員のうち、認知症サポート医は、他のチーム員を支援し、認知症に関して専門的見識から指導、助言等を行う。

(実施内容)

第6条 支援チームは、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 支援チームの普及啓発に関すること。
- (2) 認知症初期集中支援の実施に関すること。
- (3) 岩倉市認知症地域支援推進ネットワーク会議への報告に関すること。
- (4) その他認知症の初期集中支援に必要な事項

(守秘義務)

第7条 チーム員は、支援チームの業務で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 支援チームの庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。